

経済産業省

官 印 省 略
20180130電委第4号
平成30年3月7日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

熱供給事業を営もうとする者の登録について（回答）

平成30年1月30日付け20180111資第17号により、貴職から当委員会に意見を求められた熱供給事業を営もうとする者について審査を行ったところ、別添の熱供給事業を営もうとする者については、「熱供給事業法施行規則」（昭和47年12月20日通商産業省令第143号）第4条第1号及び第2号に規定された基準に適合していると認められるとともに、「熱供給事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成28年3月31日付け20160329資第12号）第1（1）②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の熱供給事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、熱供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、熱供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(熱供給事業を営もうとする者)

・東京瓦斯株式会社

法人番号 6010401020516